

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和 8 年 6 月 22 日午後 1 時 30 分から令和 8 年第 6 回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場 4 階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は 18 名で次のとおりである。

第 1 番委員	坂 井 聡	第 12 番委員	佐 藤 浩 幸
第 2 番委員	小 野 ま り 子	第 13 番委員	佐 藤 祝
第 3 番委員	宮 本 賢	第 14 番委員	山 路 和 弘
第 4 番委員	倉 田 和 久	第 15 番委員	小 坂 倫 充
第 5 番委員	渡 辺 好 章	第 16 番委員	小 岩 野 悦 子
第 7 番委員	高 橋 重 貴	第 17 番委員	小 嶋 教 三
第 8 番委員	及 川 宏 和	第 18 番委員	田 口 敏
第 9 番委員	有 住 寿 哉	第 19 番委員	高 橋 正 則
第 10 番委員	高 橋 義 隆	第 20 番委員	菊 地 成 壽

2. 本会議を欠席した委員は 1 名である。

第 11 番委員 高 橋 新 一

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事 務 局 長	関 口 潤
事務局長補佐	及 川 博
係 長	田 尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第 1 号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
報告第 3 号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の取下げについて
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第 3 号	農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田 尻 和 稔
主 査	巴 春 菜

議	長	只今から令和 8 年第 6 回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。 時間 13 時 30 分
議	長	11 番高橋新一委員から欠席の報告があります。 只今の出席委員は、18 名であります。 定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。
議	長	日程第 1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	異議なしと認め、議事録署名人には 16 番岩野悦子委員、17 番小嶋教三委員を、書記には事務局を指名いたします。
議	長	日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
議 事 議	長 務 局 長 長 長	日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】 報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
議	長	日程第 4、報告第 1 号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事 議	務 局 長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。
議	長	日程第 5、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事 議	務 局 長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑がないようですので、報告第 2 号を終わります。

議	長	日程第 6、報告第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の取下げについてを議題とします。
		事務局説明を求めます。
事	務	【事務局 朗読説明】
議	局長	説明が終わりました。
		これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
		——なしの声あり——
議	長	質疑がないようですので、報告第 3 号を終わります。
議	長	日程第 7、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。
		事務局説明を求めます。
事	務	【事務局 朗読説明】
議	局長	説明が終わりました。
		これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
		——なしの声あり——
第 1 2 番 委 員		12 番佐藤です。1 番の案件ですが、譲受人は、この土地を取得して、農地として使用する意向があるのでしょうか。あんまり広い土地ではなく、鉄塔も近くにある場所です。もし、情報があれば教えて下さい。
事	務	12 番佐藤委員のご質問にお答えいたします。
		番号 1 番の案件につきましては、現在、譲受人が、ここの土地を管理して、野菜を作付しているということでした。
		譲渡人についても、譲受人へすべてお任せしたいという意向です。
議	長	その他、質疑ございますか。
第 1 8 番 委 員		18 番田口です。4 番の案件の、備考欄に「賃貸借は民法 179 条の混同により消滅」とありますが、どうゆう意味でしょうか。
事	務	18 番、田口委員のご質問にお答えします。
		番号 4 の案件の備考欄に記載のある、「賃貸借は民法 179 条の混同により消滅」とう記載についてのご質問ですが、条文は後ほどご確認いただきたいと思います。
		混同という言葉については、現在、所有権以外の権利設定がされている、つまり今回の場合ですと賃貸借権の設定をしている所有者 A さんと耕作者 B さんが所有権移転をした場合、B さんが所有権移転を受けたことで、もともとあった賃貸借権、つまり耕作権を所有しても意味がなくなります。そのため、賃貸借権が残っていた場合であったとしても、所有権移転をすることによって、賃貸借権の効力がなくなる、意味がなくなるという意味での消滅という法的考え方です。
		以上で説明を終わります。
議	長	その他、質疑ございませんか。
		——なしの声あり——
議	長	質疑なしと認めます。
		討論に入ります。討論ございませんか。
		——なしの声あり——

議	長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。 ———委員挙手———
議	長	挙手全員であります。 よって、本案件は許可することに決定しました。
議	長	日程第8、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事務局	局長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 つづいて、現地調査の報告を求めます。 番号1番の案件について、15番小坂倫充委員より報告願います。
第15番委員		15番小坂です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。 6月19日の午前に、北部地区の宮本賢委員、渡辺好章委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。 借受人である[]が土木工事業用の砂利を採取するため、貸付人の[]が所有する畑を使用貸借権の設定により貸借し、一時転用しようとするものです。 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「農業振興地域内の農用地区域内農地」に該当しますが、砂利採取法に基づく採取計画により1年間の事業期間で砂利を採取しようとするものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのない3年以内の期間で一時的な利用であることから許可の例外規定に該当すると判断します。 一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。 また、周辺農地への被害防除措置としては、隣接する土地に対しては保安距離を取るとともに防護柵を設ける。また採取区域内においては採掘と埋め戻しを順次行うことで大型の盛土の発生を抑制し、乾燥時には散水を行い土砂の飛散及び流出を防止する。雨水排水は、地下浸透とし、水中掘削となる場合は水切り後に搬出し、周辺農地への被害を防止する。事業完了後は、事業主所有の土地より土を運び入れ土壌改良して農地に復旧する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。 以上で現地調査の報告を終わります。

議	長	ご苦労さまでした。 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。 ———委員挙手———
議	長	挙手全員であります。 よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
議	長	日程第 9、議案第 3 号農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事 務 局 議	局 長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ———なしの声あり———
議	長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第 3 号農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。 ———委員挙手———
議	長	挙手全員であります。 よって、本案は許可相当の意見を付して町長に進達することに決定しました。
議	長	日程第 10、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
議	長	【事務局 朗読説明】 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ———なしの声あり———

議	長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ——なしの声あり——
議	長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。 ——委員挙手——
議	長	挙手全員であります。 よって、本案は、原案のとおり決定しました。
議	長	これで、本日の日程は、全部終了いたしました。 令和8年第6回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。 ご苦労さまでした。

時間 14 時 10 分